

学校施設の長寿命化改修事業にかかる設計・施工一括発注方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校施設の長寿命化改修事業に係る競争入札を、設計・施工一括で総合評価落札方式により実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2第1項及び第2項の規定(第167条の13の規定により準用を含む。)に基づき、価格、その他の条件が最も市にとって有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 設計・施工一括発注方式 設計・施工分離の原則の例外として、入札を希望する者から入札前に設計及び施行に関する技術提案(以下「提案」という。)を受け、当該提案に基づき入札を行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象とする工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 学校施設の長寿命化改修事業において、入札参加者の技術力の活用により、教育施設の機能向上、学校運営の負担軽減、コスト削減、工期短縮等を図ることができる工事
- (2) 入札参加者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することにより、設計・施工技術と入札価格を総合的に評価することが妥当な工事

(実施方針の公表)

第4条 市長は、入札を実施する前に、入札参加希望者の意見等を把握するために、事業の概要や入札参加要件等を掲載した実施方針を公表することができる。公表後、必要に応じて、実施方針を変更することができる。

(要求水準書、落札者決定基準等)

第5条 市長は、設計・施工一括発注方式により入札を実施する場合、事前に要求水準書、落札者決定基準その他の必要な事項について定めなければならない。

2 前項により定められた事項については公開し、周知を図らなければならない。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第6条 市長は、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)に規定する西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮り、意見を聴取しなければならない。

(入札公告)

第7条 市長は、設計・施工一括発注により入札を実施する場合、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること
- (2) 市の策定した基本設計及び要求水準書等の内容に基づき、技術提案を求めること
- (3) 次の①から⑤に掲げるものを含む工事概要であること
 - ① 工事名
 - ② 工事場所
 - ③ 工事概要
 - ④ 求める技術提案内容
 - ⑤ 予定工期
- (4) 入札参加に必要な要件
- (5) その他必要な事項

2 市長は、前項の規定による事項は、公告後速やかに公表しなければならない。

(技術提案書の審査)

第8条 入札参加者から提出された提案については、選定委員会において審査を行い、落札者候補の選定を行う。ただし、落札者候補は次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 最低制限価格を設定した場合、その価格を下回らないこと。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定については、前条により選定された落札者候補について、西宮市教育委員会契約審査等委員会要綱第1条に定める西宮市教育委員会契約審査等委員会において審議し、妥当と判断された場合、落札者として決定することができる。

(入札結果の公表)

第10条 市長は、落札者の決定がなされた後、速やかに入札結果を公表しなければならない。

(その他)

第11条 市長は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。